

令和 7 年 6 月 2 日

備前市議会第 3 回定例会議案書

備 前 市

備前市議会第3回定例会付議事件

- 議案第58号 令和7年度備前市一般会計補正予算(第2号)
- 議案第59号 令和7年度備前市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第60号 令和7年度備前市土地取得事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第61号 令和7年度備前市三国地区財産区管理事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第62号 令和7年度備前市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第63号 令和7年度備前市企業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第64号 令和7年度備前市水道事業会計補正予算(第1号)
- 議案第65号 備前市の組織及びその任務に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第66号 備前市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第67号 備前市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第68号 備前市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第69号 備前市立公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第70号 備前市美術館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第71号 備前市勤労者センター設置条例を廃止する条例の制定について
- 議案第72号 財産の無償貸付について
- 議案第73号 備前市新図書館建設工事の請負契約の変更について
- 報告第10号 令和6年度継続費繰越計算書の報告について
- 報告第11号 令和6年度繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第12号 令和6年度事故繰越し繰越計算書の報告について
- 報告第13号 令和6年度繰越計算書の報告について

議案第58～64号

令和7年度備前市補正予算を定めることについて

下記の補正予算を定めたいので、議会の議決を求める。

令和7年6月2日提出

備前市長 長 崎 信 行

記

- 議案第58号 令和7年度備前市一般会計補正予算(第2号)
- 議案第59号 令和7年度備前市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第60号 令和7年度備前市土地取得事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第61号 令和7年度備前市三国地区財産区管理事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第62号 令和7年度備前市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第63号 令和7年度備前市企業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第64号 令和7年度備前市水道事業会計補正予算(第1号)

議案第65号

備前市の組織及びその任務に関する条例の一部を改正する条例の制定について

備前市の組織及びその任務に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年6月2日提出

備前市長 長 崎 信 行

備前市条例第 号

備前市の組織及びその任務に関する条例の一部を改正する条例

備前市の組織及びその任務に関する条例(平成19年備前市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第2条第6号及び第7号を次のように改める。

(6) 産業観光部

(7) 建設部

第3条の表以外の部分中「副市長の直轄による任務並びに」を削り、同条の表中副市長直轄による任務の項を削り、市長公室の項第3号から第6号までを次のように改める。

(3) ふるさと納税制度を通じ、本市の魅力を積極的に発信し、応援者及び応援企業の増加を図る。

(4) 災害発生時等における市民及び地域の安全の確保を図る。

(5) 危機管理意識の高揚及び地域の自主防災体制の強化を図り、災害に強い人づくりを促進する。

(6) 交通安全、防犯対策その他の市民の安全・安心のまちづくりを推進する。

第3条の表市長公室の項第7号を削り、同表市民生活部の項に次の1号を加える。

(9) 市民のニーズに応じた効率的で効果的な交通体系づくりを推進し、交通環境の整備充

実を図る。

第3条の表中「産業建設部」を「産業観光部」に改め、同項第8号及び第9号を次のように改める。

- (8) 自然環境、文化、歴史等の地域資源を活用し、観光交流人口の拡大及び滞在型観光を推進する。
- (9) 備前焼の技術と伝統を次世代に伝えていくため、備前焼の魅力を国内外に向けて発信する。

第3条の表産業観光部の項第10号から第14号までを削り、同表文化スポーツ部の項を次のように改める。

建設部

- (1) 地域の特性を生かした有効な土地利用並びに社会経済情勢及び市民意識を反映させた都市計画事業を推進する。
- (2) 自然を生かした身近な公園、都市公園、緑地等の整備を推進する。
- (3) 道路、橋りょう、河川及びため池の整備等を行い、安全で利便性の高いまちづくりを推進する。
- (4) 公営住宅の整備及び充実並びに市民ニーズに応じた宅地の供給を図り、住宅環境の整備を推進する。
- (5) 将来も持続可能で活力あるまちを目指し、人口増加及び定住対策を図る。
- (6) 安全かつ安心で安定した給水を確保する。
- (7) 公共下水道等の污水处理施設を計画的に整備し、快適な生活環境の確保及び公共用水域の水質保全を図るとともに、浸水対策を推進する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。

(備前市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の廃止)

- 2 備前市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例(令和6年備前市条例第3号)は、廃止する。

(備前市体育施設設置条例の一部改正)

- 3 備前市体育施設設置条例(平成17年備前市条例第111号)の一部を次のように改正する。

「市長」を「教育委員会」に改める。

(備前市スポーツ推進審議会条例の一部改正)

- 4 備前市スポーツ推進審議会条例(平成17年備前市条例第112号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第4条中「市長」を「教育委員会」に改める。

第9条中「スポーツ担当課」を「教育委員会事務局」に改める。

第10条中「市長」を「教育委員会」に改める。

(備前市立学校体育施設の開放に関する条例の一部改正)

- 5 備前市立学校体育施設の開放に関する条例(平成17年備前市条例第113号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条第2項中「市長」を「教育委員会」に改める。

第4条中「市」を「教育委員会」に改める。

第5条、第6条、第8条及び第9条第2項中「市長」を「教育委員会」に改める。

第10条第2号中「市」を「教育委員会」に改め、同条第3号中「市長」を「教育委員会」に改める。

第12条第2項及び第14条中「市長」を「教育委員会」に改める。

(備前市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

- 6 備前市水道事業の設置等に関する条例(平成17年備前市条例第209号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「産業建設部」を「建設部」に改める。

(備前市スケートボード場設置条例の一部改正)

- 7 備前市スケートボード場設置条例(令和5年備前市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条第2項中「市長」を「教育委員会」に改める。

議案第65号参考資料
備前市の組織及びその任務に関する条例新旧対照表

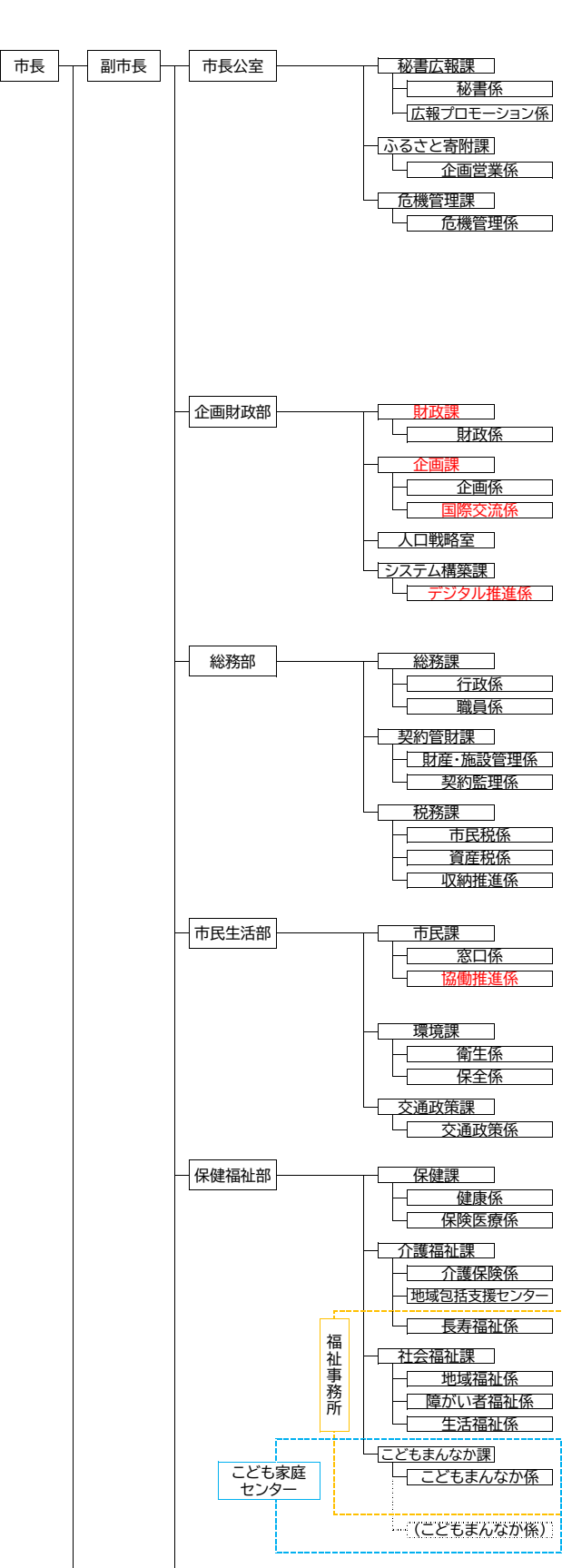
改	正	案	現	行
(組織) 第2条 政策を推進するための組織として、次の室及び部を設置する。 (1)～(5) (略) (6) <u>産業観光部</u> (7) <u>建設部</u> (8) (略) (任務) 第3条 <u>室及び部の任務は、次のとおりとし、相互の連携により、一体となつて的確に任務を遂行するものとする。</u> 市長公室 (1)、(2) (略)	(組織) 第2条 政策を推進するための組織として、次の室及び部を設置する。 (1)～(5) (略) (6) <u>産業建設部</u> (7) <u>文化スポーツ部</u> (8) (略) (任務) 第3条 <u>副市長の直轄による任務並びに室及び部の任務は、次のとおりとし、相互の連携により、一体となつて的確に任務を遂行するものとする。</u> <u>副市長直轄による任務</u> (1) <u>災害発生時等における市民及び地域の安全の確保を図る。</u> (2) <u>危機管理意識の高揚及び地域の自主防災体制の強化を図り、災害に強い人づくりを促進する。</u> (3) <u>交通安全、防犯対策その他の市民の安全・安心のまちづくりを推進する。</u> 市長公室 (1)、(2) (略)			

(3) <u>ふるさと納税制度を通じ、本市の魅力を積極的に発信し、応援者及び応援企業の増加を図る。</u> (4) <u>災害発生時等における市民及び地域の安全の確保を図る。</u> (5) <u>危機管理意識の高揚及び地域の自主防災体制の強化を図り、災害に強い人づくりを促進する。</u> (6) <u>交通安全、防犯対策その他の市民の安全・安心のまちづくりを推進する。</u>	(3) <u>地域の力を高めるためのシテイセールスを総合的かつ戦略的に展開する。</u> (4) <u>ふるさと納税制度を通じ、本市の魅力を積極的に発信し、応援者及び応援企業の増加を図る。</u> (5) <u>自然環境、文化、歴史等の地域資源を活用し、観光交流人口の拡大及び滞在型観光を推進する。</u> (6) <u>備前焼の技術と伝統を次世代に伝えていくため、備前焼の魅力を国内外に向けて発信する。</u> (7) <u>市民のニーズに応じた効率的で効果的な交通体系づくりを推進し、交通環境の整備充実を図る。</u>
市民生活部	市民生活部
(1)～(8) (略)	(1)～(8) (略)
(9) <u>市民のニーズに応じた効率的で効果的な交通体系づくりを推進し、交通環境の整備充実を図る。</u>	(8) <u>地域の特性を生かした有効な土地利用並びに社会経済情勢及び市民意識を反映させた都市計画事業を推進する。</u> (9) <u>自然を生かした身近な公園、都市公園、緑地等の整備を推進する。</u>
産業観光部	産業建設部
(1)～(7) (略)	(1)～(7) (略)
(8) <u>自然環境、文化、歴史等の地域資源を活用し、観光交流人口の拡大及び滞在型観光を推進する。</u> (9) <u>備前焼の技術と伝統を次世代に伝えていくため、備前焼の魅力を国内外に向けて発信する。</u>	(8) <u>地域の特性を生かした有効な土地利用並びに社会経済情勢及び市民意識を反映させた都市計画事業を推進する。</u> (9) <u>自然を生かした身近な公園、都市公園、緑地等の整備を推進する。</u>
	(10) <u>道路、橋りょう、河川及びため池の整備等を行い、安全で利便性</u>

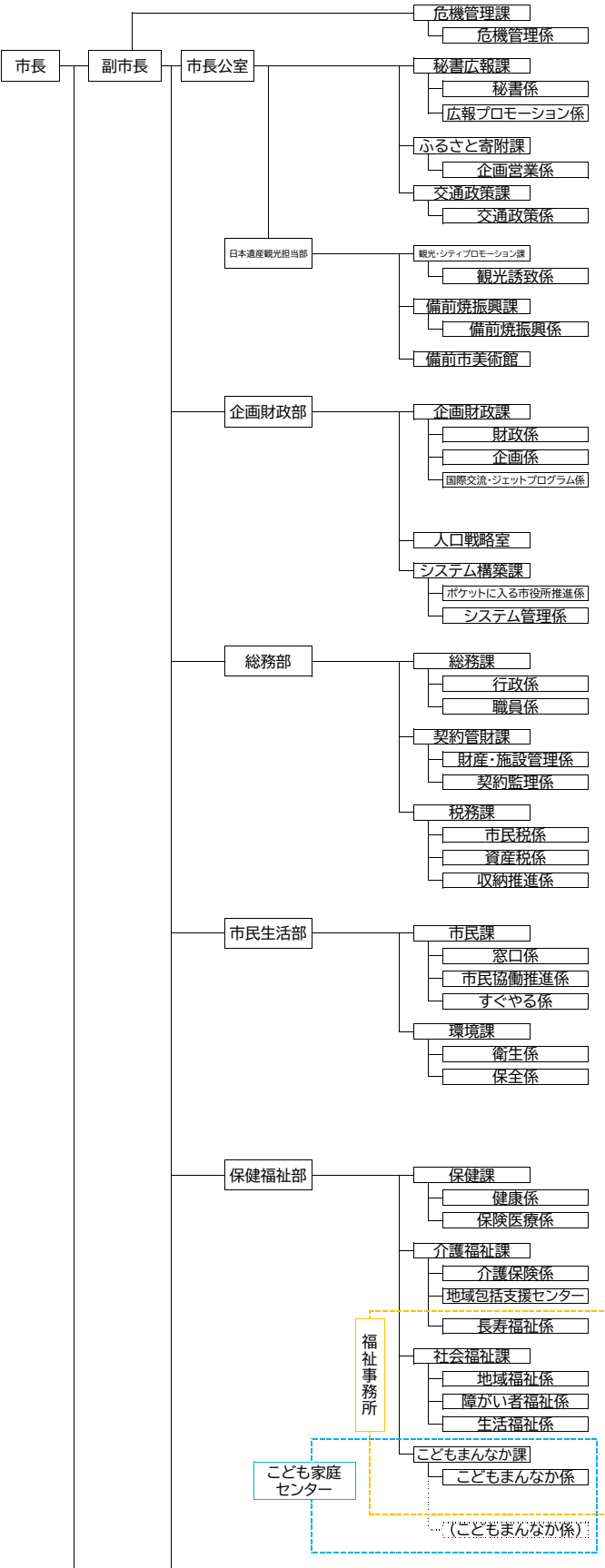
	<u>の高いまちづくりを推進する。</u> (11) <u>公営住宅の整備及び充実に並びに市民ニーズに応じた宅地の供給を図り、住宅環境の整備を推進する。</u> (12) <u>将来も持続可能で活力あるまちを目指し、人口増加及び定住対策を図る。</u> (13) <u>安全かつ安心で安定した給水を確保する。</u> (14) <u>公共下水道等の汚水処理施設を計画的に整備し、快適な生活環境の確保及び公共用水域の水質保全を図るとともに、浸水対策を推進する。</u> <u>文化スポーツ部</u> (1) <u>文化活動を促進するとともに、文化芸術の振興及び指導体制の充実に努め、心豊かなまちの形成を推進する。</u> (2) <u>体育施設等の利活用を推進するとともに、地域におけるスポーツの活性化及び指導体制の充実に努め、市民の体力向上に努め、健康の維持及び増進を推進する。</u> (3) <u>社会教育施設等の利活用の促進するとともに、多様な学習機会の創出及び情報の提供に努め、市民活動団体等と協働し、生涯学習を推進する。</u>
<u>建設部</u> (1) <u>地域の特性を生かした有効な土地利用並びに社会経済情勢及び市民意識を反映させた都市計画事業を推進する。</u> (2) <u>自然を生かした身近な公園、都市公園、緑地等の整備を推進する。</u> (3) <u>道路、橋りょう、河川及びため池の整備等を行い、安全で利便性の高いまちづくりを推進する。</u> (4) <u>公営住宅の整備及び充実に並びに市民ニーズに応じた宅地の供給を図り、住宅環境の整備を推進する。</u> (5) <u>将来も持続可能で活力あるまちを目指し、人口増加及び定住対策</u>	

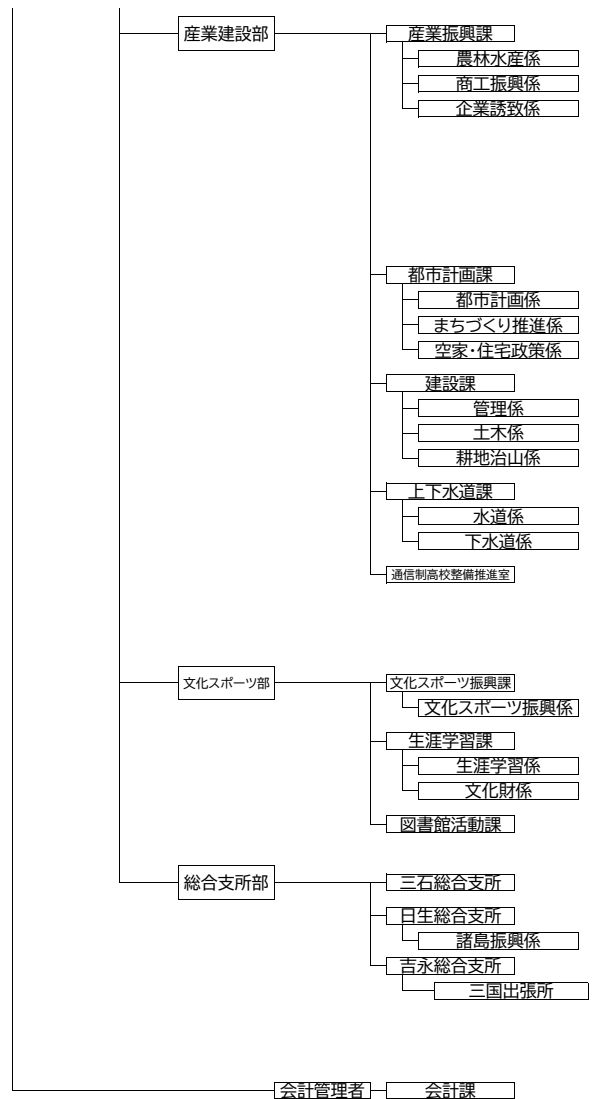
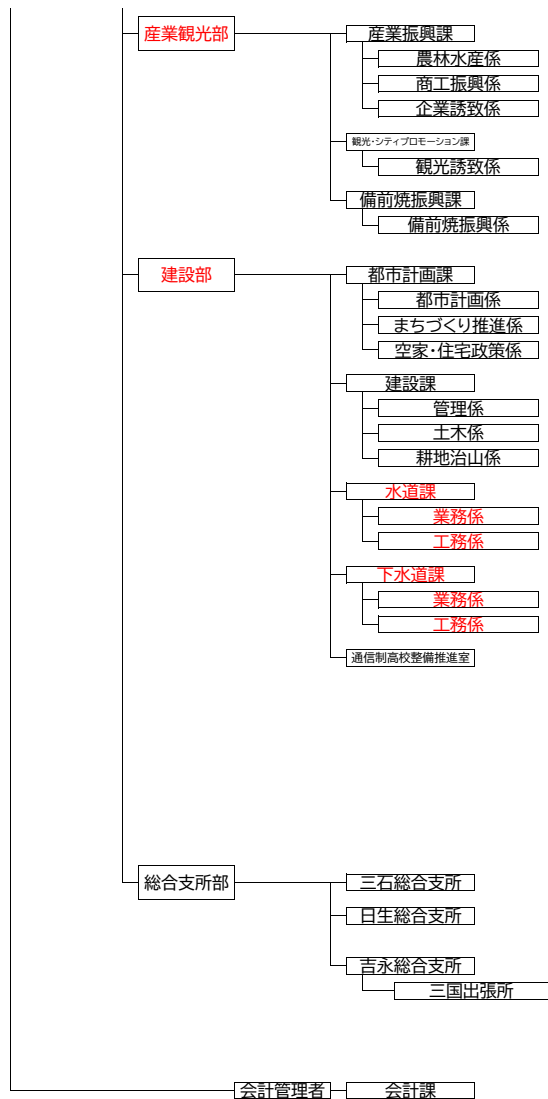
	<u>を図る。</u> (6) <u>安全かつ安心で安定した給水を確保する。</u> (7) <u>公共下水道等の汚水処理施設を計画的に整備し、快適な生活環境の確保及び公共用水域の水質保全を図るとともに、浸水対策を推進する。</u>
--	---

変更(案)



現行





議案第66号

備前市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

備前市職員定数条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年6月2日提出

備前市長 長 崎 信 行

備前市条例第 号

備前市職員定数条例の一部を改正する条例

備前市職員定数条例(平成17年備前市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「300人」を「275人」に改め、同項第6号中「155人」を「180人」に改める。

附 則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。

議案第66号参考資料
備前市職員定数条例新旧対照表

改	正	案	現	行
(職員の定数)			(職員の定数)	
第2条 職員の定数は、次のとおりとする。	第2条 職員の定数は、次のとおりとする。		第2条 職員の定数は、次のとおりとする。	
(1) 市長の事務部局の職員 <u>275人</u>	(1) 市長の事務部局の職員 <u>275人</u>		(1) 市長の事務部局の職員 <u>300人</u>	
(2)～(5) (略)	(2)～(5) (略)		(2)～(5) (略)	
(6) 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員 <u>180人</u>	(6) 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員 <u>180人</u>		(6) 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員 <u>155人</u>	
(7)・(8) (略)	(7)・(8) (略)		(7)・(8) (略)	
2・3 (略)	2・3 (略)		2・3 (略)	

議案第67号

備前市税条例の一部を改正する条例の制定について

備前市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年6月2日提出

備前市長 長 崎 信 行

備前市条例第 号

備前市税条例の一部を改正する条例

備前市税条例(平成17年備前市条例第83号)の一部を次のように改正する。

第18条中「備前市公告式条例」を「公示事項(同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を備前市公告式条例」に、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第18条の3中「地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)」を「施行規則」に改める。

第34条の2中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)」を加える。

第36条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第36条の3の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。

- (1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法
- (2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法
- 2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。
 - (1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの
 - (2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるも

のを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定 令和8年4月1日
- (2) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日
(公示送達に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の備前市税条例(以下「新条例」という。)第18条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の備前市税条例(以下「旧条例」という。)第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ(新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。

次項において同じ。)に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、備前市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。
 - (1) 備前市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ(新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。)の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
 - (2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議案第67号参考資料
備前市税条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(公示送達)	(公示送達)
第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、 <u>公示事項(同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)</u> 第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、 <u>公示事項が記載された書面を備前市公告式条例(平成17年備前市条例第3号)第2条に規定する揭示場に揭示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u>	第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、 <u>備前市公告式条例</u>
(納税証明事項)	(納税証明事項)
第18条の3 施行規則	第18条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)
第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。	第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。
(所得控除)	(所得控除)
第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの	第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの

規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 (市民税の申告)	規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 (市民税の申告)
第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除	第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除

く。)、法第314条の2第4項	に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。)
第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに係るものを除く。)	
の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。))の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)	及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。))については、この限りでない。
2～9 (略)	(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)
第36条の3の2	所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)
で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)	から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)

(3) 扶養親族又は<u>特定親族</u>の氏名 (4) (略) 2～6 (略) (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) 第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。))若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。	(3) 扶養親族の氏名 (4) (略) 2～6 (略) (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) 第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。))を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。
---	--

(1)・(2) (略) (3) 扶養親族又は特定親族の氏名 (4) (略) 2～5 (略)	
附 則	(1)・(2) (略) (3) 扶養親族 _____ の氏名 (4) (略) 2～5 (略)
(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例) 第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。	(1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。) を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて

て同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるものの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

	(1) <u>第1項第1号に掲げる加熱式たばこ</u>と併せて喫煙の用に供される<u>もの</u> (2) <u>第1項第2号に掲げる加熱式たばこ</u>（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であつて当該加熱式たばこのみの品目の<u>もの</u>
--	---

議案第68号

備前市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

備前市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年6月2日提出

備前市長 長 崎 信 行

備前市条例第 号

備前市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

備前市使用料及び手数料条例(平成17年備前市条例第88号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

(18) 岡山県屋外広告物条例(昭和41年岡山県条例第29号。以下「条例」という。)の規定による広告物の表示若しくは掲出物件の設置の許可又は許可期間の更新の許可に係る屋外広告物許可申請手数料。ただし、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条の届出を行った政治団体が政治活動のためにはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を表示するための許可を受けようとするときは、この限りでない。	はり紙及びはり札等
	100枚までごとに 410円
	立看板等
	1基につき 410円
	広告旗、広告板(ネオン及び電光によるものを含む。)及びタンク類
	表示面積
	1m ² 未満のもの
	1基につき 410円
	1m ² 以上3m ² 未満のもの
	1基につき 800円
	3m ² 以上5m ² 未満のもの

を

	1基につき 1,150円 5㎡以上8㎡未満のもの 1基につき 1,450円 8㎡以上10㎡未満のもの 1基につき 1,750円 10㎡以上のもの 1基につき1,750円に10㎡を超える部分が1㎡に達するまでごとに100円を加算した額 アドバルーンその他これに類するもの 1個につき 1,350円 アーチ 1基につき 2,700円 広告網その他これに類するもの 1個につき 700円
--	--

」

「

(18) 岡山県屋外広告物条例(昭和41年岡山県条例第29号。以下「条例」という。)の規定による広告物の表示若しくは掲出物件の設置の許可又は許可期間の更新の許可に係る屋外広告物許可申請手数料。ただし、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条の届出を行った政治団体が政治活動のために貼り紙、貼り札等、広告旗又は立看板等を表示するための許可を受けようとするときは、この限りでない。	貼り紙及び貼り札等 100枚までごとに 420円 立看板等 1基につき 420円 広告旗、広告板(ネオン及び電光によるものを含む。)及びタンク類 表示面積 1㎡未満のもの 1基につき 410円 1㎡以上3㎡未満のもの 1基につき 810円 3㎡以上5㎡未満のもの 1基につき 1,170円 5㎡以上8㎡未満のもの 1基につき 1,480円 8㎡以上10㎡未満のもの 1基につき 1,780円
--	--

	10㎡以上のもの 1基につき1,780円に10㎡を超える部分が1㎡に達するまでごとに100円を加算した額 アドバルーンその他これに類するもの 1個につき 1,370円 アーチ 1基につき 2,750円 広告網その他これに類するもの 1個につき 710円	に
--	---	---

」

改める。

附 則

この条例は、令和7年7月1日から施行し、同日以後の許可申請から適用する。

議案第68号参考資料
備前市使用料及び手数料条例新旧対照表

改 正 案		現 行	
別表第2(第3条、第7条関係)		別表第2(第3条、第7条関係)	
手数料		手数料	
手数料の種類	料金額	手数料の種類	料金額
(1)～(17) (略)		(1)～(17) (略)	
(18) 岡山県屋外広告物条例(昭和41年貼り紙及び貼り札等		(18) 岡山県屋外広告物条例(昭和41年貼り紙及び貼り札等	
岡山県条例第29号。以下「条例」とい	100枚までごとに 420円	岡山県条例第29号。以下「条例」とい	100枚までごとに 410円
う。)の規定による広告物の表示若しく立看板等		う。)の規定による広告物の表示若しく立看板等	
は掲出物件の設置の許可又は許可期間	1基につき 420円	は掲出物件の設置の許可又は許可期間	1基につき 410円
の更新の許可に係る屋外広告物許可申	広告旗、広告板(ネオン及び電光	の更新の許可に係る屋外広告物許可申	広告旗、広告板(ネオン及び電光
請手数料。ただし、政治資金規正法(昭	によるものを含む。)及びタンク	請手数料。ただし、政治資金規正法(昭	によるものを含む。)及びタンク
和23年法律第194号)第6条の届出を行		和23年法律第194号)第6条の届出を行	
った政治団体が政治活動のために貼り	表示面積	った政治団体が政治活動のためにはり	表示面積
紙、貼り札等、広告旗又は立看板等を	1㎡未満のもの	紙、はり札等、広告旗又は立看板等を	1㎡未満のもの
表示するための許可を受けようとする	1基につき 410円	表示するための許可を受けようとする	1基につき 410円
ときは、この限りでない。	1㎡以上3㎡未満のもの	ときは、この限りでない。	1㎡以上3㎡未満のもの
	1基につき 810円		1基につき 800円
	3㎡以上5㎡未満のもの		3㎡以上5㎡未満のもの

	<u>1基につき 1, 170円</u> <u>5m²以上8m²未満のもの</u> <u>1基につき 1, 480円</u> <u>8m²以上10m²未満のもの</u> <u>1基につき 1, 780円</u> <u>10m²以上のもの</u> <u>1基につき1, 780円に10m²</u> <u>を超える部分が1m²に達</u> <u>するまでごとに100円を</u> <u>加算した額</u> <u>アドバルーンその他これに類す</u> <u>るもの</u> <u>1個につき 1, 370円</u> <u>アーチ</u> <u>1基につき 2, 750円</u> <u>広告網その他これに類するもの</u> <u>1個につき 710円</u>	
(19)～(36)	(略)	

	<u>1基につき 1, 150円</u> <u>5m²以上8m²未満のもの</u> <u>1基につき 1, 450円</u> <u>8m²以上10m²未満のもの</u> <u>1基につき 1, 750円</u> <u>10m²以上のもの</u> <u>1基につき1, 750円に10m²</u> <u>を超える部分が1m²に達</u> <u>するまでごとに100円を</u> <u>加算した額</u> <u>アドバルーンその他これに類す</u> <u>るもの</u> <u>1個につき 1, 350円</u> <u>アーチ</u> <u>1基につき 2, 700円</u> <u>広告網その他これに類するもの</u> <u>1個につき 700円</u>	
(19)～(36)	(略)	

議案第69号

備前市立公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について

備前市立公民館設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年6月2日提出

備前市長 長 崎 信 行

備前市条例第 号

備前市立公民館設置条例の一部を改正する条例

備前市立公民館設置条例(平成17年備前市条例第102号)の一部を次のように改正する。

別表備前市立中央公民館の部に次のように加える。

2階 レクリエーション室	620円	310円
--------------	------	------

附 則

この条例は、令和7年8月1日から施行する。

議案第69号参考資料
備前市立公民館設置条例新旧対照表

改 正 案				現 行			
別表(第8条関係)				別表(第8条関係)			
名称	区分	1時間当たり基本 使用料	1時間当たり冷暖 房使用料	名称	区分	1時間当たり基本 使用料	1時間当たり冷暖 房使用料
備前市立中央公民館	1階 託児室	410円	200円	備前市立中央公民館	1階 託児室	410円	200円
	2階 講座室1(工芸)	620円	310円		2階 講座室1(工芸)	620円	310円
	2階 講座室2(音楽)	620円	310円		2階 講座室2(音楽)	620円	310円
	2階 講座室3	620円	310円		2階 講座室3	620円	310円
	2階 会議室1	410円	200円		2階 会議室1	410円	200円
	2階 会議室2	410円	200円		2階 会議室2	410円	200円
	2階 和室	410円	200円		2階 和室	410円	200円
	2階 調理室	620円	310円		2階 調理室	620円	310円
	2階 多目的ホール1	620円	310円		2階 多目的ホール1	620円	310円
	2階 多目的ホール2	1,240円	620円		2階 多目的ホール2	1,240円	620円
	2階 レクリエーション室	620円	310円		2階 多目的ホール2	1,240円	620円
備前市立日生地 域公民館～備前 市立和意谷公民館	(略)			備前市立日生地 域公民館～備前 市立和意谷公民館	(略)		

議案第70号

備前市美術館条例の一部を改正する条例の制定について

備前市美術館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年6月2日提出

備前市長 長 崎 信 行

備前市条例第 号

備前市美術館条例の一部を改正する条例

備前市美術館条例(令和6年備前市条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「会議室」を「講堂」に、「市民ギャラリー」を「展示室0」に、「市民ラウンジ」を「ラウンジ」に改める。

附 則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。

議案第70号参考資料
備前市美術館条例新旧対照表

改 正 案				現 行		
別表第2(第11条、第14条関係)				別表第2(第11条、第14条関係)		
	区分	単位	使用料		単位	使用料
			市民（市内に 所在地がある 法人を含む。）		市民（市内に 所在地がある 法人を含む。）	市民以外
1階	講堂	1時間	400円	会議室	1時間	400円
	展示室0	1日	4,000円	市民ギャラリー	1日	4,000円
3階	ラウンジ	1日	5,000円	市民ラウンジ	1日	5,000円
	茶室(立礼式含む。)	1日	5,000円	茶室(立礼式含む。)	1日	5,000円
備考				備考		
1 使用時間が1時間に満たない場合は、1時間とみなす。				1 使用時間が1時間に満たない場合は、1時間とみなす。		
2 赤穂市又は上郡町に住所(法人の場合は所在地)を有する者について、市民とみなす。				2 赤穂市又は上郡町に住所(法人の場合は所在地)を有する者について、市民とみなす。		
3 冷暖房装置を使用する場合は、使用した1時間につき200円を加算する。				3 冷暖房装置を使用する場合は、使用した1時間につき200円を加算する。		

議案第71号

備前市勤労者センター設置条例を廃止する条例の制定について

備前市勤労者センター設置条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和7年6月2日提出

備前市長 長 崎 信 行

備前市条例第 号

備前市勤労者センター設置条例を廃止する条例

備前市勤労者センター設置条例(平成17年備前市条例第173号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

議案第72号

財産の無償貸付について

次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

1 財産の表示

(1) 所在地 備前市浦伊部161番1及び162番7

種 別 土地

面 積 1697.32平方メートル

(2) 所在地 備前市浦伊部161番地1

種 別 建物

床面積 546.90平方メートル

建築年 昭和57年(築43年)

構 造 鉄筋コンクリート造ルーフイング葺・陸屋根平家建

2 相手方

備前市浦伊部58番地11

社会福祉法人ひだすき

理事長 今吉 秀子

3 契約期間 令和7年10月1日から10年間

4 理由

相手方は、障がい者福祉の事業を展開している社会福祉法人であり、備前市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(平成17年備前市条例第62号)第4条に規定する公共的団体において公益事業の用に供するものに該当すると認められるため。

令和7年6月2日提出

備前市長 長 崎 信 行

議案第73号

備前市新図書館建設工事の請負契約の変更について

令和6年備前市議会第4回定例会において可決された備前市新図書館建設工事の請負契約を次のとおり変更する。

記

変更事項	変更前	変更後
契約金額	2,926,475,200円	3,020,501,000円
工 期	令和8年3月31日	令和8年6月30日

令和7年6月2日提出

備前市長 長 崎 信 行

議案第73号参考資料

備前市新図書館建設工事の請負契約に関する変更概要

番号	変更内容	設計数量	増減数量	合計
1	地中障害物の撤去	—	1式増	1式



議案第110号

備前市新図書館建設工事の請負契約締結について

このことについて、下記により請負契約を締結する。

記

- | | |
|---------------|--|
| 1 工 事 名 | 備前市新図書館建設工事 |
| 2 工 事 場 所 | 備前市西片上地内 |
| 3 契 約 の 方 法 | 条件付一般競争入札 |
| 4 契 約 金 額 | 2,926,475,200円 |
| 5 工 期 | 着 手 本議案議決の日の翌日
完 成 令和8年3月31日 |
| 6 契 約 の 相 手 方 | 岡山県真庭市上市瀬166番地
梶岡建設(株)・藤田建設(株)特定建設工事共同企業体
代表者 梶岡建設株式会社
代表取締役 梶岡 秀成
構成員 藤田建設株式会社
代表取締役 藤田 享広 |

令和6年9月4日提出

備前市長 吉 村 武 司

報告第10号

令和6年度継続費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第145条第1項の規定に基づき別紙のとおり繰り越したので、同項の規定により報告する。

令和7年6月2日提出

備前市長 長 崎 信 行

令和6年度備前市継続費繰越計算書

区分	款	項	事業名	継続費 の総額	令和6年度継続費予算現額			支出済額 及び支出 見込額	残額	翌年度通 次繰越額	左 の 財 源 内 訳			(単位 円)	
					予 算 計上額	前年度通 次繰越額	計				繰越金	特 国県支出金	定 地 方 債		源 そ の 他
一般会計	7 商工費	1 商工費	観光船（北前 船）建造工事	250,000,000		100,000,000	100,000,000		100,000,000	100,000,000					
	10 教育費	6 社会教育費	新図書館整備事 業	3,456,200,000	904,474,000		904,474,000	136,820,000	767,654,000	767,654,000	145,300	370,908,700	396,600,000		
一 般 会 計 合 計				3,706,200,000	904,474,000	100,000,000	1,004,474,000	136,820,000	867,654,000	867,654,000	100,145,300	370,908,700	396,600,000		

(単位 円)

歳出繰越明細書

(一般会計)

事業名			目	節	(単位 円)
事	業	名			翌年度繰越額
観光船（北前船）建造工事	工事	3	観光費	15 工事請負費	100,000,000
新図書館整備事業	商	3	図書館費	計	100,000,000
				13 委託料	14,180,000
				15 工事請負費	753,474,000
社会教育会	社会教育会		費	計	767,654,000
一般会計	一般会計		合	計	867,654,000

報告第11号

令和6年度繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第1項の規定に基づき別紙のとおり繰り越したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月2日提出

備前市長 長 崎 信 行

令和6年度備前市繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

区 分	款	項	事 業 名	金 額	翌 年 度 繰 越 額	左				財 源			一 般 財 源
						既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 国 県 支 出 金	地 方 債	特 定 財 源	内 源			
										そ の 他			
一般会計	2 総務費	1 総務管理費	職員住宅整備事業	10,900,000	9,299,500								9,299,500
			市役所北側休憩所整備事業	31,000,000	30,901,000								30,901,000
			公有財産購入費（JR吉永駅南周辺整備用地）	11,930,000	11,930,000								11,930,000
			自転車用ヘルメット購入費補助金	950,000	950,000								950,000
			デマンドタクシーデザイン塗装業務委託料	8,300,000	8,300,000								8,300,000
			公有財産購入費（地域交流拠点用地取得）	9,200,000	9,200,000								9,200,000
	3 民生費	2 老人福祉費	介護職員の宿舍施設整備事業（介護老人保健施設備前閑谷苑）	6,666,000	6,666,000		6,666,000						
			家庭育児応援金	15,000,000	15,000,000			14,200,000				800,000	
	4 衛生費	1 保健衛生費	電算システム改修委託料（妊婦支援給付金対応）	715,000	715,000		715,000						
			新庄地区樋門改修工事	18,600,000	15,409,900		10,780,000					4,629,900	
	6 農林水産業費	1 農業費	大露口池樋門改修工事	8,400,000	4,347,800		3,043,000						1,304,800
			大池緑地公園整備工事（キャンプサイト整備）	14,200,000	14,200,000							14,200,000	
	8 土木費	2 道路橋梁費	道路新設改良事業（浦伊部橋（仮称）橋梁新設（上部工）工事）	35,000,000	35,000,000		13,502,000	21,400,000					98,000
			道路新設改良事業（市道浦伊部線用地補償総合技術業務委託外2件）	16,012,000	9,691,368			2,100,000					7,591,368
			橋梁点検業務委託	2,500,000	2,497,100		1,150,000					1,347,100	
		3 河川費	河川改良事業（東片上地内排水路改修工事外2件）	15,000,000	11,919,200								11,919,200
			河川維持管理事業（不老川河川修繕工事）	4,300,000	3,688,300			3,600,000					88,300

(単位 円)

区 分	款	項	事 業 名	金 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源				一 般 財 源
						既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 国 庫 支 出 金	財 源		
								地 方 債	そ の 他	
	6 住宅費		移住体験住宅整備事業	5,000,000	5,000,000					5,000,000
			大内市営住宅改修事業	17,000,000	17,000,000					17,000,000
	9 消防費	1 消防費	トイレカー購入事業	10,669,000	10,669,000		5,304,000	5,300,000		65,000
	10 教育費	1 教育総務費	教育委員会事務局運営事業	43,100,000	32,622,523					32,622,523
			スクールバス運行管理事業	14,851,000	9,856,030		600,000	8,900,000		356,030
	2 小学校費	小学校管理運営事業	63,690,000	63,690,000		32,156,000			31,534,000	
	3 中学校費	中学校管理運営事業	40,645,000	40,645,000		20,525,000			20,120,000	
	6 社会教育費	備前市美術館運営事業	86,813,000	86,612,872					86,612,872	
		備前焼ミュージアム整備事業	19,500,000	19,240,000					19,240,000	
		中央公民館備品購入事業	19,911,000	19,800,000					19,800,000	
		伊部公民館施設整備工事	7,700,000	7,700,000					7,700,000	
				新図書館整備事業	8,129,000	4,745,400		4,700,000		45,400
伊部南大窯跡用地造成工事				13,000,000	13,000,000					13,000,000
文化財保護管理運営事業（三石小学校旧講堂）				6,000,000	6,000,000					6,000,000
トレーニングジム整備事業				2,000,000	2,000,000					2,000,000
一	一般	会 計	合 計	566,681,000	528,295,993		94,441,000	60,200,000		373,654,993
企業用地造成事業 特別会計	2 事業費	1 企業用地造成 事業費	福岡企業用地造成事業	68,000,000	67,912,000					67,912,000
		企 業 用 地 造 成 事 業 特 別 会 計			68,000,000	67,912,000				67,912,000

歳 出 繰 越 明 細 書

(一般会計)					(単位 円)		
事 業 名	目	節	繰 越 予 算 額	実 繰 越 額			
公有財産購入費 (J R 吉永駅南周辺整備用地)	5 財産管理費	17 公有財産購入費	11,930,000	11,930,000			
市役所北側休憩所整備事業	5 財産管理費	13 委託料	1,000,000	901,000			
		15 工事請負費	30,000,000	30,000,000			
	5 財産管理費	15 工事請負費	10,900,000	9,299,500			
職員住宅整備事業		19 負担金補助及び交付金	950,000	950,000			
自転車用ヘルメット購入費補助金		13 委託料	8,300,000	8,300,000			
デマンドタクシーデザイン塗装業務委託料		17 公有財産購入費	9,200,000	9,200,000			
公有財産購入費 (地域交流拠点用地取得)	12 自治振興費		72,280,000	70,580,500			
総 務 管 理 費	計		6,666,000	6,666,000			
介護職員の宿舍施設整備事業 (介護老人保健施設設備前閑谷苑)	2 老人福祉施設費	19 負担金補助及び交付金	15,000,000	15,000,000			
老人福祉施設費	計		15,000,000	15,000,000			
家庭育児応援金	1 児童福祉総務費		715,000	715,000			
児童福祉費	計		18,600,000	15,409,900			
電算システム改修委託料 (妊婦支援給付金対応)	1 保健衛生総務費	13 委託料	8,400,000	4,347,800			
保健衛生費	計		27,000,000	19,757,700			
新庄地区樋門改修工事	5 農地費	15 工事請負費	14,200,000	14,200,000			
大露口池樋門改修工事	5 農地費	15 工事請負費	14,200,000	14,200,000			
農業費	計		14,200,000	14,200,000			
大池緑地公園整備工事 (キャンプサイト整備)	3 観光費	15 工事請負費	14,200,000	14,200,000			
商 工 費	計		35,000,000	35,000,000			
道路新設改良事業 (浦伊部橋(仮称)橋梁新設(上部工)工事)	3 道路新設改良費	15 工事請負費	1,681,000	1,680,868			
道路新設改良事業 (市道浦伊部線用地補償総合技術業務委託外2件)	3 道路新設改良費	13 委託料	14,331,000	8,010,500			
橋梁点検業務委託	4 橋梁維持費	13 委託料	2,500,000	2,497,100			
道路橋梁費	計		53,512,000	47,188,468			
河川改良事業 (東片上地内排水路改修工事外2件)	1 河川総務費	15 工事請負費	15,000,000	11,919,200			
河川維持管理事業 (不老川河川修繕工事)	1 河川総務費	15 工事請負費	4,300,000	3,688,300			
河 川 費	計		19,300,000	15,607,500			

(一般会計)					(単位 円)		
事業	名	目	節	繰越予算額	実績	繰越額	
移住体験住宅推進事業		1 住宅管理費	15 工事請負費	5,000,000		5,000,000	
		1 住宅管理費	11 需用費	15,000,000		15,000,000	
			12 役務費	2,000,000		2,000,000	
住	宅	費	計	22,000,000		22,000,000	
トイレカー購入事業		4 水防費	12 役務費	43,000		43,000	
			18 備品購入費	10,617,000		10,617,000	
			27 公課費	9,000		9,000	
			計	10,669,000		10,669,000	
スクールバス運行管理事業		2 事務局費	18 備品購入費	14,851,000		9,856,030	
教育委員会事務局運営事業		2 事務局費	19 負担金補助及び交付金	43,100,000		32,622,523	
教	育	総	務	費	計	42,478,553	
小学校管理運営事業		1 学校管理費	18 備品購入費	63,690,000		63,690,000	
小	学	校	費	計	63,690,000	63,690,000	
中学校管理運営事業		1 学校管理費	18 備品購入費	40,645,000		40,645,000	
中	学	校	費	計	40,645,000	40,645,000	
備前市美術館運営事業		5 文化施設費	11 需用費	3,500,000		3,300,000	
			13 委託料	879,000		879,000	
			18 備品購入費	82,434,000		82,433,872	
			13 委託料	4,500,000		4,500,000	
備前焼ミュージアム整備事業		5 文化施設費	18 備品購入費	15,000,000		14,740,000	
中央公民館備品購入事業		2 公民館費	18 備品購入費	19,911,000		19,800,000	
伊部公民館施設整備工事		2 公民館費	15 工事請負費	7,700,000		7,700,000	
新図書館整備事業		3 図書館費	13 委託料	8,129,000		4,745,400	
文化財保護管理運営事業（三石小学校旧講堂）		4 文化財保護費	13 委託料	6,000,000		6,000,000	
伊部南大窯跡用地造成工事		4 文化財保護費	15 工事請負費	13,000,000		13,000,000	
社	会	教	育	費	計	157,098,272	
トレーニングジム整備事業		2 体育施設費	18 備品購入費	2,000,000		2,000,000	
保	健	体	費	計	2,000,000	2,000,000	
一	般	会	計	合	計	528,295,993	

(特別会計)			(単位 円)			
事	業	名	目	節	繰越予算額	実績繰越額
福満企業用地造成事業		1	企業用地造成事業費	13 委託料	63,000,000	62,912,000
				15 工事請負費	5,000,000	5,000,000
	企業用地造成事業費			計	68,000,000	67,912,000
	企業用地造成事業		特別会計	合計	68,000,000	67,912,000
	特別会計		合計		68,000,000	67,912,000

報告第12号

令和6年度事故繰越し繰越計算書の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第3項ただし書の規定に基づき別紙のとおり繰り越したので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第150条第3項において準用する第146条第2項の規定により報告する。

令和7年6月2日提出

備前市長 長 崎 信 行

令和6年度備前市事故繰越し繰越計算書

区分	款	項	事業名	左の内訳				左の財源内訳				説明	明
				支出額	支出済額	支出未済額	支出為額	支出負担額	収入未特定	収入特定	一般財源		
一般会計	2 総務費	1 総務管理費	旧アルファビゼン跡地活用事業	1,497,085,200	527,656,600	969,428,600	1,497,085,200		388,000,000	581,428,600		設計変更に伴う追加工事や想定以上の職人不足により、やむを得ない遅延が生じたため。	
			農業水路等長寿命化・防災減災事業 備前地区	43,778,000	30,261,000	13,517,000	43,778,000		13,517,000			ため池廃止に伴う下流水路の改修協議に不測の日数を要したため。	
6 農林水産業費	1 農業費		農業水路等長寿命化・防災減災事業 吉永地区	64,553,000	30,071,000	34,482,000	64,553,000		34,482,000			ため池廃止に伴う下流水路の改修協議に不測の日数を要したため。	
			農業用水路等長寿命化・防災減災事業（ため池廃止事業）にかかわる大船石池下流水路用地取得	377,568		377,568	377,568			377,568		分筆登記や所有権移転に不測の日数を要したため。	
7 商工費			観光旅客船建造施工監理業務委託	3,300,000		3,300,000	3,300,000				3,300,000	工期に不測の日数を要することになった観光旅客船建造事業の施工監理を行う必要があるため。	
			観光船デザイン業務委託料	37,730,000	23,760,000	13,970,000	37,730,000			13,970,000		工期に不測の日数を要することになった観光旅客船建造事業と並行してデザイン業務を行う必要があるため。	
8 土木費			観光施設整備事業	14,630,000		14,630,000	14,630,000				14,630,000	伊部東休憩所新築にあたり近隣者の立会いや協議に不測の日数を要したため。	
			浚渫土砂処分場整備事業	187,000,000	87,300,000	99,700,000	187,000,000		99,700,000			想定以上に岩盤が硬く、破碎に不測の日数を要したため。	
10 教育費			片上37号線外道路改良工事	54,904,300	21,900,000	33,004,300	54,904,300			33,004,300		「学びと遊びの健康プラザ」の外周道路整備工事に伴う交通規制の協議に不測の日数を要したため。	
			備前焼ミュージアム整備事業	2,122,428,659		2,122,428,659	2,122,428,659		2,014,700,000	108,407,659		天候の影響による遅れや想定以上の職人不足により、やむを得ない遅延が生じたため。	
			高齢者福祉増進事業	1,991,000		1,991,000	1,991,000			1,991,000		「学びと遊びの健康プラザ」の工事の遅れに伴い、契約期間内に納入することができなくなったため。	
一般	合計	合計	合計	4,027,777,727	720,948,600	3,306,829,127	4,027,777,727	679,000	2,550,399,000	757,109,127			

歳出繰越明細書

(一般会計)

(単位 円)

事業	事業名	目	節	繰越予算額	実績額
旧アルファビゼン跡地活用事業		5 財産管理費	13 委託料	17,501,000	17,501,000
			15 工事請負費	933,606,000	933,606,000
			18 備品購入費	18,321,600	18,321,600
		総務管理費		計	
農業水路等長寿命化・防災減災事業 備前地区		5 農地費	13 委託料	43,778,000	13,517,000
				64,553,000	34,482,000
			17 公有財産購入費	377,568	377,568
		農業費		計	
観光旅客船建造施工監理業務委託		3 観光費	13 委託料	3,500,000	3,300,000
				40,000,000	13,970,000
			15 工事請負費	24,430,000	14,630,000
		商工費		計	
浚渫土砂処分場整備事業		1 土木総務費	15 工事請負費	99,700,000	99,700,000
		土木管理費		計	
片上37号線外道路改良工事		3 道路新設改良費	15 工事請負費	33,004,300	33,004,300
		道路橋梁費		計	
備前焼ミュージアム整備事業		5 文化施設費	12 役務費	679,000	679,000
			13 委託料	51,428,659	51,428,659
			15 工事請負費	2,071,000,000	2,071,000,000
		社会教育費		計	
高齢者福祉増進事業		2 体育施設費	18 備品購入費	1,991,000	1,991,000
		保健体育費		計	
一般		合計		3,403,870,127	3,307,508,127

報告第13号

令和6年度繰越計算書の報告について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第2項ただし書の規定に基づき別紙のとおり繰り越したので、同条第3項の規定により報告する。

令和7年6月2日提出

備前市長 長 崎 信 行

令和6年度備前市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書きの規定による事故繰越額

款		項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
							企業債	工事負担金	損益勘定 留保資金			
1. 資本的支出		1. 建設改良費	松本橋拡幅工事に伴う 支障移転工事	67,584,000		67,584,000		67,584,000				本工事では、備前県民局建設部東 備地域事務所東備地域工務課発注 の単県道路工事（松本橋）の上部 工が完成後に配水管を布設する が、県の工事の工程が遅れ、その 完工予定が年度末になったことに より、年度内の完工が不可能と なったため。
			計	67,584,000	0	67,584,000	0	67,584,000	0	0	0	